

下関市住宅取得支援事業補助金交付要綱

令和7年9月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、住宅の流通及び利活用を促進し、もって良質な住宅ストックの形成による住環境の向上、多世代にわたる地域コミュニティの形成及び定住・交流人口の増加による活性化を図るため、住宅の取得に要する費用の一部を補助する下関市住宅取得支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内 下関市内をいう。
- (2) 市外 市内以外の地域をいう。
- (3) 住宅 建築物その他の工作物で居住の用に供するもの（店舗その他の用途を兼ねるもの（店舗その他の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）をいう。
- (4) 新築住宅 新たに建築された住宅で、居住の用に供したことの無いものうち、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条に規定する建築物の建築等に関する申請及び確認を要する住宅にあつては、検査済証（同法第7条第5項又は第7条の2第5項の検査済証をいう。以下同じ。）の交付日から1年を経過していないもの
 - イ 建築基準法第6条に規定する建築物の建築等に関する申請及び確認を要しない住宅にあつては、当該住宅が完成した日から1年を経過していないもの
- (5) 中古住宅 新築住宅を除く住宅をいう。
- (6) 耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。次号において「法」という。）第2条第1項に規定する耐震診断で、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号。同号において「基本方針」という。）に沿って行うものをいう。

- (7) 耐震改修 法第2条第2項に規定する耐震改修で、基本方針に沿って行うものをいう。
- (8) 下関市税 下関市の市税をいう。
- (9) 居住誘導区域 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項の規定により市が作成する下関市立地適正化計画に定める都市の居住者の居住を誘導すべき区域をいう。
- (10) 下関駅周辺地区 別表第1に定める地区をいう。
- (11) 居住誘導区域内 市内の居住誘導区域で、下関駅周辺地区を除く区域をいう。
- (12) 居住誘導区域外 市内の居住誘導区域以外の区域をいう。
- (13) 登録事業者 次のいずれにも該当する者をいう。
 - ア 市内に本店、支店等を有し、新築住宅の供給が可能な民間の事業者
 - イ 過去3年以内に、市内において第4条第1項第1号に規定する戸建て住宅又はマンションの施工又は販売実績が3件以上ある者で、補助金の交付の趣旨に賛同し、下関市と同項に規定する補助対象事業に係る協定を締結したもの
- (14) 子 次のいずれにも該当する者をいう。
 - ア 第6条の規定による申請をする会計年度の3月31日時点で15歳以下の者であって、当該申請をした者と同居するもの
 - イ 住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等から各都道府県知事宛て通知）に定める世帯主との続柄の記載方法に基づき、第6条の規定による申請をする者との続柄が子になる者
- (15) 三世代 父母（父又は母のいずれか一方の場合を含む。）及び子（前号イに該当し、かつ、同号アに該当しない者を含む。）並びに当該子の祖父母（祖父又は祖母のいずれか一方の場合を含む。）をいう。
- (16) 三世代同居 三世代が市内の同一の住宅に居住することをいう。
- (17) 三世代近居 三世代が居住するそれぞれの住宅が、市内の同一の小学校の校区内にあること又は隣接する2つの小学校の校区内にあることをいう。
- (18) 土砂災害特別警戒区域等 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域及び同法第4条第1項に規定する基礎調査を完

了し、土砂災害特別警戒区域に指定される見込みのある区域をいう。

(補助対象者等)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者（同一の住宅において当該要件の全てを満たす者が2人以上あるときは、そのうちの1人に限る。）とする。

- (1) 下関市税を滞納していないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 市内において自己の居住の用に供するために住宅の建築又は購入（以下「住宅の建築等」という。）を行おうとする者（その配偶者を含む。）であること。
- (4) 別表第2の地域区分ごとに定める住所要件を満たす者であること。
- (5) その他市長が補助対象者として不適当と認めた者でないこと。

2 補助対象者と同一の世帯に属する者及び三世帯同居又は三世帯近居を行う場合における三世帯は、前項第2号に掲げる要件を満たさなければならない。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内において自己の居住の用に供するために住宅の建築等を行うものであって、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 新築住宅 登録事業者が施工し、又は販売する新築住宅で、戸建て住宅にあつては住戸面積が75平方メートル以上、マンション（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第1号に規定するマンションをいう。以下同じ。）にあつては住戸専用面積が55平方メートル以上のものであること。
- (2) 中古住宅 市内に本店、支店等を有する宅地建物取引業者が媒介する中古住宅であること。ただし、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて着工された中古住宅及び建築確認を受けていない中古住宅については、次のア又はイに該当するものであること。

ア 耐震診断の結果、倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと判断されたも

の

イ 第14条の規定による報告の時までに耐震改修が実施済みとなるもの
2 前項の規定にかかわらず、国、山口県又は下関市が行う他の同種の補助、資金貸付金、利子補給金等を受けているものについては、補助対象事業としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。

- (1) 別表第2の地域区分ごとに定める補助基礎額に別表第3の加算額を加えた額で、別表第2の補助上限額を超えない額
- (2) 住宅の建築等に要した経費（土地等の取得費用を除く。）の実支出額から当該実支出額に係る消費税及び地方消費税相当額を控除して得た額に、2分の1を乗じて得た額（その額に1万円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てた額）

(交付の申請)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、住宅の建築等に係る契約を締結する前に、下関市住宅取得支援事業補助金交付申請書（様式第1号の1又は様式第1号の2）に、次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 戸籍の附票の写し等、補助対象者が別表第2の住所要件を満たすことが確認できる書類
- (2) 当該補助対象事業により取得する住宅に異動する予定の全ての者が確認できる住民票の写し（補助対象者が居住誘導区域内への市内転居者（別表第2の地域区分が居住誘導区域外（市内の土砂災害特別警戒区域等を除く。）から居住誘導区域内又は市内の土砂災害特別警戒区域等から居住誘導区域内である者をいう。以下同じ。）に該当する場合は、当該補助対象者の住民票の写し）
- (3) 見積書等、住宅の建築等に係る規模及び費用が確認できる書類
- (4) 住宅の建築を行う場合にあつては住宅の引渡しの予定時期を示した書類、住宅の購入を行う場合にあつては検査済証の写しその他の住宅の完成時期が確認できる書類
- (5) 新たに三世帯同居又は三世帯近居を始める三世帯の現住所が確認できる

住民票の写し（補助対象者（居住誘導区域内への市内転居者を除く。次号において同じ。）が新たに三世代同居又は三世代近居を始める場合に限る。

(6) 新たに三世代同居又は三世代近居を始める三世代の続柄が確認できる戸籍謄本等（補助対象者が新たに三世代同居又は三世代近居を始める場合に限る。）

(7) 第4条第1項第2号アに該当することを証する書類（昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて着工された中古住宅又は建築確認を受けていない中古住宅の購入を行う場合に限る。）

(8) 下関市税の滞納がないことを証する書類

(9) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定するものとする。

（交付の条件）

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の交付の決定に条件を付することができる。

（決定の通知）

第9条 市長は、第7条の規定により補助金の交付を決定した場合は、その決定の内容及びこれに条件を付したときにはその条件を下関市住宅取得支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、第7条の規定による審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しない旨を下関市住宅取得支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（交付の制限）

第10条 同一の補助対象者に対する補助金の交付の回数は、1回を限度とする。

（事業の実施）

第11条 第9条第1項の規定による通知を受けた補助対象者（以下「補助事

業者」という。)は、当該通知を受けた後に、住宅の建築等に係る契約を締結した上で適切に補助対象事業を実施しなければならない。

2 補助事業者は、第7条の規定による補助金の交付の決定前に補助対象事業に着手することができない。

(申請の取下げ)

第12条 補助事業者は、第9条第1項の規定による通知を受けた後に補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、下関市住宅取得支援事業補助金事業中止・廃止届(様式第4号)により当該補助対象事業に係る補助金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請が取り下げられたときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(交付の変更申請)

第13条 補助事業者は、第6条の規定による申請の内容に変更があった場合は、下関市住宅取得支援事業補助金変更承認申請書(様式第5号)を市長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、市長が当該変更を軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定による申請においては、第6条の規定を準用する。この場合において、同条各号に掲げる書類の添付は、当該変更に係る書類に限るものとする。

3 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく、その理由及び当該補助対象事業の実施の状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

4 市長は、第1項の申請書又は前項の書類の提出を受けた場合には、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

5 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更した場合は、下関市住宅取得支援事業補助金変更等決定通知書(様式第6号)により、当該補助事業者に通知するものとする。

(完了報告)

第14条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、下関市住宅取得支援事業補助金完了報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 当該補助対象事業により取得した住宅（以下この条において単に「住宅」という。）に異動した全ての者が確認できる住民票の写し（補助事業者が居住誘導区域内への市内転居者に該当する場合は、当該補助事業者の住民票の写し）
- (2) 住宅に係る建築工事請負契約書又は譲渡契約書の写し
- (3) 下関市住宅取得支援事業優遇措置実施証明書（様式第8号）（新築住宅に限る。）
- (4) 住宅の配置図及び各階平面図
- (5) 住宅に係る建物の登記簿謄本
- (6) 検査済証の写し（第2条第4号アに該当する場合に限る。ただし、第6条の規定による申請時に提出したときを除く。）
- (7) 住宅の建築等の代金の支払が完了したことを証する書類
- (8) 新たに三世帯同居又は三世帯近居を始める三世帯の現住所が確認できる住民票の写し（補助事業者（居住誘導区域内への市内転居者を除く。）が新たに三世帯同居又は三世帯近居を始める場合に限る。）
- (9) 耐震性があることが確認できる書類の写し（補助対象事業と同時に耐震改修を実施した場合に限る。）
- (10) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による報告は、次の各号のいずれか遅い日までに行わなければならない。ただし、その日が当該会計年度の2月末日以降となる場合には、2月末日までとする。

- (1) 補助対象事業が完了し、かつ住宅に係る所有権の登記を完了した日から起算して30日を経過した日
- (2) 補助対象事業と同時に耐震改修を実施した場合で当該耐震改修が完了した日から起算して30日を経過した日
（補助金の額の確定）

第15条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、その内容を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、適当と認めるときは、交付すべき

補助金の額を確定し、下関市住宅取得支援事業補助金交付額確定通知書（様式第9号）により、当該補助事業者へ通知するものとする。

（是正のための措置）

第16条 市長は、前条の規定による審査の結果、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して指示することができる。

2 第14条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助対象事業について準用する。

（補助金の交付請求）

第17条 第15条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、下関市住宅取得支援事業補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第18条 市長は、前条の規定による請求を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、当該請求を受理した日から30日以内に当該請求のあった額を当該補助事業者へ交付するものとする。

（関係書類の整備等）

第19条 補助事業者は、補助対象事業の施行及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類を整備し、当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し等）

第20条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
- (4) この要綱に違反したとき。
- (5) 不適当な方法で補助対象事業が実施されているとき。
- (6) その他市長が補助金を交付することが適当でないとしたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めてその返還を命ずる。

3 前2項の規定は、第15条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用する。

4 市長は、第1項の規定による取消しにあつては下関市住宅取得支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により、第2項の規定による命令にあつては下関市住宅取得支援事業補助金返還命令書（様式第12号）により行うものとする。

（財産の処分の制限）

第21条 補助事業者は、補助対象事業により取得した財産について、良好な管理をしなければならない。

2 補助事業者は、補助対象事業により取得した財産を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付を受けた補助事業者が補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年を経過した場合は、この限りでない。

（検査等）

第22条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助対象事業の実施に関し必要な指示をし、又は第19条の帳簿その他関係書類を検査することができる。

（その他）

第23条 この要綱の運用に関し必要な事項は、その都度市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年9月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和9年度以前の予算に係る補助金（当該年度の予算で翌年度に繰り越したものに係る補助金を含む。）の取扱いについては、この要綱は、同日後もなおその

効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第2条関係）

下関駅周辺地区
大和町一丁目、大和町二丁目、東大和町一丁目、東大和町二丁目、竹崎町一丁目、竹崎町二丁目、竹崎町三丁目、竹崎町四丁目、今浦町、新地町、上新地町一丁目、長門町、上条町、長崎町一丁目、長崎本町、長崎新町、関西本町、笹山町、豊前田町一丁目、豊前田町二丁目、豊前田町三丁目、細江町一丁目及び細江町三丁目の居住誘導区域

別表第2（第3条、第5条、第6条関係）

種別	地域区分	住所要件	補助基礎額	補助上限額
市外からの転入者	市外から居住誘導区域外	第6条の規定による申請をする日において、次のいずれかに該当する者であること。	30万円	100万円
	市外から居住誘導区域内	ア 3年以上継続して生活の本拠として市外に住所を有している者 イ 市内に転入をした日から起算して1年以内で、かつ、当該転入をした日前において3年以上継続して生活の本拠として市外に住所を有していた者	50万円	100万円
	市外から下関駅周辺地区		150万円	200万円
市内転居者	居住誘導区域外（市内の土砂災害特別警戒区域等を除く。）から居住誘導区域内	第6条の規定による申請をする日において、1年以上継続して生活の本拠として居住誘導区域外に住所を有している者	50万円	50万円
	市内の土砂災害特別警戒区域等から居住誘導区域内		100万円	100万円
	居住誘導区域外から下関駅周辺地区		100万円	150万円
	居住誘導区域内から下関駅周辺地区	第6条の規定による申請をする日において、1年以上継続して生活の本拠として居住誘導区域内に住所を有している者	30万円	100万円

別表第3（第5条関係）

加算区分	加算額
中学生以下の子が1人いる世帯	30万円
中学生以下の子が2人以上いる世帯、2人目以降1人につき	20万円
三世代同居又は三世代近居の場合	30万円